



令和 3 年改正プロバイダ責任制限法について

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン(第39号)

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

近年、SNS 上での誹謗中傷や著作物の無断使用等インターネット上での権利侵害投稿による被害は社会問題化しております。こうした問題に対応するため、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（いわゆる「プロバイダ責任制限法」）が、令和 3 年に改正され、令和 4 年 10 月 1 日より施行されております。

本改正では、①誹謗中傷等の権利侵害投稿を行った発信者の特定に必要な場合には、SNS のアカウントにログインした際の IP アドレス等の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲について改正が行われるとともに、②発信者情報の開示手続について、より迅速かつ適切な発信者情報の開示が行われるよう、新たな裁判手続として「発信者情報開示命令事件に関する裁判手続」が創設されました。

本稿では、上記①、②の改正の内容について解説します。

全文ご覧いただくにはこちらの URL から
・令和 3 年改正プロバイダ責任制限法について
(<https://www.clo.jp/column/3609/>)

~~~~~

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 小林 優吾 ([kobayashi\\_y@clo.gr.jp](mailto:kobayashi_y@clo.gr.jp))

~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

clo_mlstop@clo.gr.jp

.....
弁護士法人中央総合法律事務所 (<https://www.clo.jp/>)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

TEL:06-6365-8111 FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

TEL:03-3539-1877 FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階

TEL:075-257-7411 FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.
.....